

申請書の記入について

- ① 申請書には、改葬を行う前のお墓にまつられている方（埋葬者）の情報をご記入ください。
 - ・「墓地改葬許可申請書兼許可証」には、埋葬者お一人分の情報を記載することができます。
 - ・「墓地改葬許可申請書兼許可証（別紙）」には、情報を複数人数分、記入することができます。（用紙1枚あたり3名まで記入可能。必要に応じコピーしてご使用ください。）改葬の対象となる方が2人以上おられる場合は、「申請書兼許可証」と「申請書兼許可証（別紙）」をあわせてご使用ください。

- ② 記入する内容がわからない場合
 - ・埋葬日（または火葬日）がわからないとき
 - その方が亡くなられた日から2～3日程度の日でご推測ください。

 - ・ご先祖様の名前や住所番地がわからないとき
 - （お名前）ご戒名がわかっている場合は、ご戒名を記入してください。
 - （ご住所）御浜町役場が保管する「除籍簿」（死亡や結婚で戸籍から外れた方の記録資料）で確認可能ですが、すべての方の情報が記録されているわけではありません。
 - できる限りの手段でお調べいただき、わかる範囲でご記入ください。

- ③ 「死亡者との続柄」の記入について
 - 全ての続柄の記入欄について、「死亡者（埋葬者）の方から見た、申請者様ご本人の続柄」をご記入ください。
 - （例：死亡者の方が申請者様の祖父母である場合 → 続柄欄に「孫」と記入）

- ④ 「墓地使用者との続柄」の記入について
 - 改葬申請者と改葬前の墓地の使用者（権利者）等が同じ場合は、記入欄に「本人」とご記入ください。
 - ※改葬の申請者が、改葬前の墓地の使用者（権利者）等と別の人物である場合は、墓地使用者等にあたる方の、墓地改葬に関する承諾が必要です。
 - ご家内で、お墓の改葬を行うにあたってのご相談を行っていただき、改葬を行うことで皆さまのご意見がまとまった後、「改葬に係る墓地使用者等の承諾書」に、本来の墓地使用者（権利者）等にあたる方のご署名・押印された承諾書を、改葬許可申請書兼許可証に添えて提出してください。

※申請書は、清書を行っていただく前に、下書きの内容でまとめていただき、提出前に担当係に、電話やファックスで、内容のご確認を行っていただくことをおすすめします。
書類提出後の書き損じを防止し、訂正の手間を省くために有効です。